

## 岐阜市宿泊税条例

### (目的)

第1条 本市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、多様化する来訪者のニーズの変化に対応しながら地域の観光産業を持続的に発展させていくための費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 宿泊施設 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業（以下「下宿営業」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）に係る施設又は住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）に係る住宅をいう。

(2) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語は、法及び岐阜市税条例（昭和25年岐阜市条例第14号）において使用する用語の例による。

### (納税義務者等)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し、宿泊者に課する。

### (課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

(1) 年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の行事として行われる旅行に参加する者

### (税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊について、200円とする。

### (徴収の方法)

第6条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

### (特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者（以下単に「特別徴収義務者」という。）は、旅館業法第3条の2第1項に規定する営業者（下宿営業の営業者を除く。）又は住宅宿泊事業法第2条第4号に規定する住宅宿泊事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

- 3 特別徴収義務者は、当該宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

第8条 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業開始の日の前日まで（前条第2項の規定による指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
  - (2) 宿泊施設の所在地及び名称
  - (3) 客室数その他設備の概要
  - (4) 営業開始の年月日又は予定年月日
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 特別徴収義務者は、前項の規定により申告をした事項に異動を生じたときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
  - 3 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
  - 4 特別徴収義務者は、前項の規定による届出に係る宿泊施設の営業を再開しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
  - 5 特別徴収義務者は、宿泊施設の営業を廃止したときは、当該廃止をした日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人)

第9条 特別徴収義務者は、法第733条の6第1項の規定により、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、宿泊税の納入に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定めて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他当該申告をし、又は申請をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴

収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

- 3 当該特別徴収義務者は、前項の規定により申請をした事項に異動を生じたときは、当該異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第10条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(減免)

第11条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免することができる。

(申告納入)

第12条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、宿泊施設ごとに前月1日から同月末日までの間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその申告に係る納入金を納入（以下「申告納入」という。）しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、2以上の宿泊施設をまとめて申告納入することができる。

- 2 特別徴収義務者は、申告納入すべき宿泊税に係る税額が規則で定める額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして市長の承認を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間に徴収すべき宿泊税に係る納入申告書を同表の右欄に掲げる日までに市長に提出し、及びその申告に係る納入金を納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を1月以上休止する場合又は廃止した場合には、その休止する日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内に申告納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

- 3 市長は、前項の規定による承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入の手続)

第13条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知に指定する期限までに納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第14条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税に係る税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、特別徴収義務者の申請により、その宿泊税に係る税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税に係る税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

2 市長は、前項の規定により宿泊税に係る税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、その還付すべき額をこれに充当することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、前2項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第15条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、第12条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の翌月の初日から起算して3月を経過した日から5年間これを保存しなければならない。

(1) 宿泊の年月日、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税に係る税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、その書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の翌月の初日から起算して3月を経過した日から2年間これを保存しなければならない。

(1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊の年月日、宿泊者数及び宿泊税に係る税額が記載されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(帳簿等の電磁的記録による保存等)

第16条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下単に「帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類(以下

「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存をもって当該関係書類の作成及び保存に代えることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

(帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第17条 特別徴収義務者は、帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の作成及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の作成及び保存に代えることができる。
- 3 前条第1項の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存をもって当該関係書類の作成及び保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該帳簿又は関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該帳簿又は関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿又は関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(地方税に関する法令等の規定の適用)

第18条 第16条各項又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている帳簿又は作成及び保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例その他の地方税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿又は関係書類とみなす。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第19条 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に掲げる条例で指定する法定外目的税とする。

(賦課徴収)

第20条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、岐阜市税条例の定めるところによる。

(使途の公表)

第21条 市長は、毎年度、宿泊税の使途及びその内容を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第23条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項の規定に違反して備えるべき帳簿について正当な事由がなくて備えず、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を隠匿したとき。
- (2) 第15条第1項の規定に違反して帳簿を同項に定める期間保存しなかったとき。
- (3) 第15条第2項の規定に違反して作成すべき書類について正当な事由がなくて作成せず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は書類を隠匿したとき。
- (4) 第15条第2項の規定に違反して書類を同項に定める期間保存しなかったとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

3 この条例の公布の日において現に旅館業若しくは住宅宿泊事業（以下この項において「旅館業等」という。）を営み、又は同日から施行日までの間において旅館業等を営もうとする特別徴収義務者は、第8条第1項の規定の例により、市長に申告をしなければならない。

4 前項の規定による申告をした者は、その申告をした事項に異動を生じたときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(準備行為)

5 第7条第2項の規定による特別徴収義務者の指定及び第9条第1項の規定による納税管理人を定めることの承認に係る手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(検討)

- 6 市長は、この条例の施行後3年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。